

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う
厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）等の一部を改正する予定である（以下、当該政令を改正する「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」を「一部改正政令」という。）。
- 一部改正政令の施行に伴い、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）について、必要な改正を行うもの。

2. 改正の概要

（1）国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正

- 国民健康保険の保険料のうち、未就学児（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）に係る被保険者均等割保険料の 5 割を公費で軽減している措置について、その対象が 18 歳未満被保険者（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）まで拡充されたことを踏まえ、減額の対象を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者まで拡充すること。（※）

※ なお、（1）については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 2 号に該当するため、本件意見公募手続の対象外である。

（2）国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正

- 改正法による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 73 条第 6 項の規定により、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の財政力（所得水準）に応じて行う補助率の下限について、組合の財政力、財政運営の状況及びその被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療費適正化等の取組の状況に係る政令で定める基準に該当する組合にあっては、組合の財政力を勘案して 10%以上 13%未満の範囲内で政令で定める割合とされたことを踏まえ、国庫補助に係る政令で定める基準において厚生労働省令に委任された事項について規定すること。

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。

3. 根拠条項

- 一部改正政令による改正後の国保令第 29 条の 7 第 6 項第 6 号並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（令和 3 年政令第 42 号）第 5 条第 11 項第 2 号、第 12 項並びに第 13 項第 1 号並びに第 2 号イ及びロ

4. 施行期日等

- 公布日 : 令和 8 年 11 月下旬（予定）
- 施行期日 : 令和 9 年 4 月 1 日